

令和4年度 京都市立岡崎中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1. 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止の対策は、いじめが生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

そして、全教職員が、いじめが起こる危険はどこにでもあるという危機感をもち、いじめは絶対に許されないという強い信念をもって取り組み、いじめの問題を克服することを目指すものである。

①全ての生徒が「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にすること」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。

②いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。

③いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

④いじめの定義（京都市いじめの防止等に関する条例第2条より抜粋）

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

2. いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、校内の教員はもとより、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉に関する専門的な知識を有する者も構成員になっているいじめ対策委員会を本校においても設置し、この組織をいじめ防止対策推進法第22条に規定する校内組織と位置付ける。

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会

【実施予定】 月1回 （いじめ事案が発覚した場合は、その都度臨時で開催する）

[構 成 員] 学校長 教頭 生徒指導部長 教育相談主任 補導主任 各学年主任
養護教諭 スクールカウンセラー

[内 容]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・定期的に未然防止対策、早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会（毎週開催）での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に指導・支援を行う。
- ・いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要であると判断せず、情報と共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。

[組織全体の役割]

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施計画の策定、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発（主に学校長・教頭・生徒指導部長）
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取（主に学校長・教頭）
- ・個人面談や相談の進捗状況の把握、及びその集計（主に教育相談主任）
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態への対応
- ・教育委員会への報告（学校長）

[組織全体の行動計画]

- ・毎週水曜日に生徒会活動・補導報告・スクールカウンセラー報告・保健室からの報告・各学年報告を行う生徒指導委員会を開催し、学校基本方針に基づいて全員で検証する。
- ・年度当初の全校集会で、学校長より生徒に対して方針や役割などを説明し、構成員の周知を行う。

生徒指導委員会

[実 施 予 定] 週1回

[構 成 員] 学校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 生徒会主任
各学年補導係 スクールカウンセラー 養護教諭

[内 容]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・問題行動に対する未然防止策・早期発見策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への指導・支援を検討し実践する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
- ・いじめの未然防止につながる、自己指導能力を高める取組を生徒会活動を通して企画・実践する。

(2) 生徒・保護者への周知方法

- ・生徒に対しては、全校集会等の場で、いじめ対策に関わる先生の名前を挙げて周知する。
- ・保護者に対しては、いじめ対策に関わる組織について、学校だより等の機会を通して周知する。

3. 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

①学習環境の整備

【学習規律の確立】

- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図るために、日常的な学習規律の確立に努める。

【学習指導と生徒指導の一体化】

- ・学習指導と生徒指導は一体のものであるという理念の下、学習規律の確立と規範意識の向上を目指す授業を展開し、生徒が学習に集中し、安心して学べる環境づくりを行う。

【フロアパトロールの実施】

- ・授業がない教師が当該学年のフロアを中心に巡回する。授業内の様子を確認しながら生徒の言動を観察し、未然防止に努める。また、本校で実践しているチームティーチングや総合育成支援員の配置を生かした、複数の教職員による授業形態を生かし、課題を抱える生徒のサポートを行いながら、多角的にいじめの未然防止・早期発見・解決につなげる。

②授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。今年度は、生徒の学ぶ意欲を向上させるような主体的・対話的で深い学びを重視した授業を推進する。そのため、言語活動などの協同活動やＩＣＴ機器を積極的に取り入れるなど、学習意欲を高める授業内容、授業形態を工夫する。また、校内授業研修会や研修会を通して教員が互いに研鑽し、より「深い学び」の実現を目指す。
- ・確かな学力を育成するために、繰り返しなどの徹底が必要な活動と、習得した知識・技能の活用や探究的学習活動を意識した指導を行う。また、日々の授業での積み重ねを大切に、全学年で家庭学習、その成果を図るための基礎テストを定期的実施し、定期テストにつなげていきながら、より確実な基礎学力の定着を図る。
- ・「知」「徳」「体」のバランスのとれた教育活動を推進し、生徒の将来に必要な資質・能力の育成を目指す。そのために、カリキュラムマネジメントの視点を大切に、教科、学年、分掌間の連携を強め、全校的な学習指導体制の強化を図りながら、３年間を見通した系統的な学習指導を進める。

③道徳教育、人権教育の充実

- ・学級に根ざした道徳学習、人権学習の指導により、集団としていじめを許さない心を育てる。
- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。そのために、これまで行っている道徳の授業カリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止等の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を計画的に行う。
- ・全ての生徒が豊かな人権感覚を身につけ、自他ともに大切にできる心の育成を図るために、人権学習を柱とする。各学年において、生徒の実態に応じた学習内容を設定し、計画的に実施する。

④生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・職業体験やふれあいトーク、ボランティア活動などの体験活動を通して、地域や社会とのつながりを深め、自己有用感や社会に貢献する喜びを実感させる。
- ・無窮（総合的な学習の時間）の時間において、体験学習や探求学習を進め、他者を尊重し、互い

に協力して学習を深める取組を行い、望ましい学習の姿勢を体感させる。

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感させる。また、生徒一人一人が集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

⑤生徒同士の絆づくり

- ・学級活動では、係活動や学級役員をはじめ、全ての生徒に活躍の場を設定するとともに、クラスが一丸となって目標に向かって前向きに取り組める経験を多く積ませる。
- ・全校集会や学校祭（学校祭へ向けた取組含む）などにおいて、縦割り活動を実施し、他学年との交流を通して、幅広い人間関係構築のための基礎を培う。
- ・部活動では、仲間と協力し合いながら、夢・目標に向かって努力することの大切さを体感できる活動とする。また、各部で専門性を高めるだけでなく、体力向上や健康増進、自主性・協調性・連帯感などの社会性の涵養、望ましい人間関係の形成の場とする。
- ・小中合同の取組としての、「校区小学校への挨拶運動」「校区小学生の部活動体験」「校区小学生の授業体験」等を通して小中一貫教育を推進し、自己有用感を育む。

⑥生徒への啓発

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会に生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために、京都市中学校生徒会宣言に基づく生徒会アンケート等を実施し、生徒実態に踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるように指導する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

①日常の生徒に関する情報共有

- ・登下校時、休憩時間、学級活動、各教科の授業、部活動、委員会活動など、教職員が生徒に関わる全ての場面において生徒を観察し、些細な変化に気づき、実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有、分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては、当該学年で取りまとめ、職員会議や研修会などで確実に周知する。また、保護者や地域と連携を丁寧に行い、生徒の変化を早期に発見する。

②全教職員へのいじめ防止に対する基本的な考え方の共有

- ・昨年度に引き続いて京都市教育委員会より研究指定を受けた「生徒指導の充実に向けた実践研究」を推進する。具体的には、生徒の自己指導力の育成をねらいとし、生徒指導の3機能である「自己存在感を与える」「自己決定の場を与える」「共感的人間関係を基育成する」を意識し、あらゆる教育活動に取り入れていく。生徒の自己指導能力の育成がいじめ防止につながることを職員会議や研修会などで周知する。
- ・学校いじめ防止基本方針の意義や内容を教職員に徹底し、その中核的内容として年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画を定める。（別紙1参照）

- ・いじめ防止対策の取組状況等を学校評価に位置づけ、点検・評価を行い、必要に応じて改善を行う。

③生徒に対する定期的な調査等

【登校指導・下校指導】

- ・生徒の登下校時に実施。基本的な生活習慣の確立や安全面の指導にとどまらず、生徒の対人関係の変化や言動を観察しながらいじめの早期発見につなげる。

【教育相談の実施】

- ・年に2回（5月と10月）、教育相談アンケートをもとにして担任が個別に二者懇談を行う。学校生活、家庭生活など生徒の悩みや困りを把握し、生徒指導につなげる。
※期間外でも生徒の観察により必要性を感じる場合は、随時教育相談を実施する。

【いじめに関する記名式アンケート・クラスマネジメントシートの実施】

- ・年に2回（6月と10月）、いじめをはじめとする諸問題の早期発見のために実施する。アンケート及びシートの結果から各問題の背景をさぐり、早期の支援・指導・解決につなげる。

④調査等の結果の検証及び組織的な対処

上記の調査等を実施後は、各学年で取りまとめ、生徒指導部の生活補導係で集約をする。特に、いじめのアンケートに関しては、いじめに該当する箇所に記述があった生徒に関しては必ず聞き取りを行い、事実確認と現在の様子を把握する。その際、校内では臨時のいじめ対策委員会を立ち上げ、いじめ事案の共通理解と解決に向けての指導の方向性等を検討し、指導に当たる。また、状況に応じて、加害生徒の指導や家庭連絡、被害生徒とその家族の心のケアまでをスクールカウンセラー、児童相談所、警察等の専門機関とも連携しながら丁寧に行う。

（3）いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

【基本的な考え方】

- ・いじめに関する情報を教職員個人が抱え込まないように、いじめ対策委員会等の組織での情報の集約と共有を確実にを行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。また、初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの周知）、解決に向けた取り組みを行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。
- ・いじめは「ない」という概念を捨て、いじめは「起こりうる」という考えに立ち、いじめを起こさないための未然防止の取組、起こった時の素早い対応、事後指導と振り返りにより、事実関係の解明と原因の追究を行い、そこから出てきた課題をもとに、今までの指導方針を見直す。さらに、被害を受けた生徒・その保護者のメンタルケア、及び加害生徒を含む全校生徒への丁寧な個別・全体指導を行う。

【個人情報の取扱いについて】＊京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

【いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応】

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校のいじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

〔認識の共有化・行動の一元化〕

心の通った
指導

【生徒への指導・支援】

- いじめを受けた生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

【インターネット等を通じて行われるいじめへの対応】

- ・生徒の規範意識の醸成を目指した取組を継続する。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し、「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・GIGA 端末の利用方法を含めた「ネットリテラシー教育」や「情報モラル」教育を継続的に実施する。
- ・日常の生徒同士のかかわりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

【いじめの解消の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組】

「いじめ解消の定義」＊京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

◇いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

◇いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

（4）教職員の資質能力向上の取組

【取組内容】

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに、観察視点の多角化に努める。
- ・いじめが起こる危険はどこにでもあると考え、危機感を持って教育活動を進める。そのために校内研修を実施し、生徒理解を深め、生徒を観る感性を高める。

【校内研修実施時期】

6. 年間計画参照のこと。

4. 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉え、いじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には『いじめの被害を受けていないか？』『加害となっていないか？』などを常に情報交換ができる信頼関係を構築する。

5. 重大事態への対処

【基本的な考え方】

（第1号）いじめにより当該学校に在籍する，児童生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

（第2号）いじめにより当該学校に在籍する，児童生徒が相当の期間（30日を超える）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

【重大事態が発生した時の対応】

重大事態への対処については，いじめ防止対策推進法等を踏まえ，教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに，その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため，教育委員会の指導及び支援を得つつ，本校が調査主体となる場合には本校に組織を設け，質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また，いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6. 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として，「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし，新型コロナウイルス感染拡大防止やその他の対応により年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会 「年間指導方針の確認」「生徒理解研修①」 「いじめ防止プログラムPDCAサイクルの確認」 「キャリアパスポートについて」	・始業式，入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生を迎える会 ・委員会・部活動紹介 ・前期・学級役員決め ・学級目標決め，学級旗制作	・いじめの定義と対応 方法，前年度のアンケート等についての 確認と共有	・個別懇談（二者） の場で保護者へ啓 発
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 ◆校内研修会 「生徒理解研修②」	・憲法月間の講話「人権問題」 について	・教育相談アンケート 実施 ・前期 教育相談実施	・PTA本部役員会 ・PTA予算総会 ・進路保護者会①
6	◇いじめ対策委員会③ 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 学校評価の実施に向けて①」 ◆校内研修 「生徒指導の充実に向けた実践研究」 生徒指導3機能の実践について① 「昨年度進路状況・カリキュラム・マネジメント について」 性的マイノリティについて	・前期 人権学習（全学年） ・生徒総会 ・非行防止教室	・第1回クラスマネジメントシートの実施，学 年集約と共有① ・第1回記名式いじめ アンケートの実施， 学年集約と共有①	・学校運営協議会 ・地域生徒指導連絡 協議会①

7	◆校内研修会 「よりよい教育相談の実践に向けて」 ◇いじめ対策委員会④ 「学校評価の結果について①PDCAサイクル」 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」 「夏季校内研修会に向けて」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会、全校集会 ・夏季学習会		・三者懇談会
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 ◆校内研修会 「生徒指導の充実に向けた実践研究」 生徒指導3機能の実践について② 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 ◆6校小中合同研修会 特別の教科道徳における深い学びについて	・左京支部生徒会交流会 各校の実践発表 「みんなが通いたくなる学校にするために」 ・京都市中学校生徒会議 ・岡崎フェスタ（文化の部、体育の部）に向けての取組	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	
9	◇いじめ対策委員会⑥ 「いじめ防止プログラムの改善・実施」 ◆校内研修会 「通級指導についての共通理解」	・岡崎フェスタ（文化の部・体育の部）に向けての取組		・前期学校評価アンケートの実施
10	◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の実施に向けて」 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会 「人権学習に向けて」	・岡崎フェスタ（文化の部・体育の部） ・後期・学級役員決め	・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有② ・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談アンケート実施 ・後期 教育相談実施（1,2年対象） 3年 進路相談	・学校評価結果の公表 ・3年三者懇談会
11	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価の結果について②PDCAサイクル」 「年間の取組の見直し①」 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果共有」 ◆職員会議 「学校評価に基づく改善策について」 ◆校内研修会	・生徒会役員選挙 ・非行防止教室 【2年】職業についての学習		・進路保護者会②

	「生徒指導の充実に向けた実践研究」 生徒指導3機能の実践について③			
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「学校評価を受けて、年間の取組の見直し」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 ◆生徒指導委員会 「冬季休業中の生活について」 ◆校内研修会 「総合育成支援教育の取組について」	・左京支部生徒会交流会 ZOOMにて 各校の新生徒会での計画や実践について ・後期 人権学習（全学年） ・育成学級合同運動会 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会，全校集会 ・冬季学習会		・入学説明会 ・三者懇談会
1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「学校評価の実施に向けて」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ◆校内研修会 「生徒指導の充実に向けた実践研究」 生徒指導3機能の実践の研究成果について	・小中連携の情報の集約について		・家庭地域教育講座 ・後期学校評価アンケートの実施
2	◇いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果から」 「学校評価の結果について③PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめの防止等基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・小中交流会 ・小6授業体験		・学校評価結果の公表 ・節分祭パトロール ・地域生徒指導連絡協議会②
3	◇いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度の学校いじめの防止等基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式，修了式 ・学級のまとめ ・学年集会，全校集会 ・年間反省	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」
- ・ 「校内生徒指導研修」「公開授業週間」「三者懇談会」「学校運営協議会」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。